

トルコ

意匠法

第 554 号

1995 年 11 月 7 日法律第 4128 号改正

1995 年 11 月 7 日施行

目次

- 第 1 部 総則
- 第 1 章 目的，範囲，保護適格者，定義
- 第 1 条 目的と範囲
- 第 2 条 保護適格者
- 第 3 条 定義
- 第 4 条 国際協定の優先
- 第 2 章 保護の条件
- 第 5 条 一般条件
- 第 6 条 新規性
- 第 7 条 固有の特性
- 第 8 条 新規性又は固有の特性を害さない開示
- 第 9 条 公序良俗に反する意匠
- 第 10 条 その他保護の範囲外の状況
- 第 3 章 保護の範囲及び期間
- 第 11 条 保護の範囲
- 第 12 条 登録意匠の保護期間
- 第 2 部 適格性，クレーム，制限
- 第 1 章 適格性，権利，侵害
- 第 13 条 意匠権を受ける権利
- 第 14 条 雇用関係における適格性
- 第 15 条 大学職員の創作による意匠
- 第 16 条 雇用契約以外の契約による適格性
- 第 17 条 意匠権の範囲
- 第 18 条 意匠の創作者として認められる権利
- 第 19 条 適格性の主張
- 第 20 条 適格性に係る判決の効力
- 第 2 章 意匠権に係る制限
- 第 21 条 意匠権に係る制限
- 第 22 条 修理目的の実施
- 第 23 条 先使用の権利
- 第 24 条 消尽
- 第 3 部 登録，更新，異議申立
- 第 1 章 出願及び条件
- 第 25 条 登録当局
- 第 26 条 出願

- 第 27 条 分類
- 第 28 条 複合出願
- 第 29 条 優先権
- 第 30 条 博覧会出品の優先権
- 第 31 条 優先権の主張及び立証，優先権の効力
- 第 2 章 登録手続，更新，異議申立
- 第 32 条 審査
- 第 33 条 不備の補正
- 第 34 条 登録及び公告
- 第 35 条 公告の延期
- 第 36 条 更新
- 第 37 条 異議申立
- 第 38 条 審査
- 第 4 部 出願権及び意匠権の移転，ライセンス契約
- 第 1 章 移転，担保及び差押
- 第 39 条 移転，差押
- 第 40 条 非分割性
- 第 2 章 ライセンス
- 第 41 条 ライセンス
- 第 42 条 不法な権利の移転及びライセンス
- 第 5 部 意匠登録の無効及び意匠権の終了
- 第 1 章 意匠登録の無効
- 第 43 条 無効
- 第 44 条 無効宣言の請求
- 第 45 条 無効の効力
- 第 2 章 意匠権の終了
- 第 46 条 終了の理由
- 第 47 条 意匠権の放棄
- 第 6 部 意匠権の侵害及び侵害に係る民事手続
- 第 1 章 意匠権の侵害
- 第 48 条 侵害
- 第 48A 条
- 第 2 章 民事手続
- 第 49 条 意匠権者による手続及び管轄裁判所
- 第 50 条 補償
- 第 51 条 侵害の証拠書類
- 第 52 条 逸失利益
- 第 53 条 逸失利益の増額
- 第 54 条 意匠の評判
- 第 55 条 補償の減額
- 第 56 条 訴訟の対象にできない相手

第 57 条 期限
第 3 章 特別裁判所
第 58 条 管轄裁判所
第 59 条 裁判所決定の公告
第 4 章 特別規定
第 60 条 実施権者による手続
第 61 条 不侵害の主張
第 62 条 証拠保全の手続
第 63 条 予防策
第 64 条 予防策の性質
第 65 条 民事訴訟法
第 66 条 税関での差押
第 7 部 代表権及び代理人
第 67 条 庁に対する代表権
第 8 部 手数料支払及び法的効力
第 68 条 手数料支払条件及び効力
経過規定
経過規定第 1 条 特別裁判所指定までの暫定管轄権
第 69 条 施行
第 70 条 執行

第1部 総則

第1章 目的，範囲，保護適格者，定義

第1条 目的と範囲

本法の目的は，本法の規定に則る意匠を保護し，産業及び競争の成立及び発展を促すことである。

本法は，登録意匠の保護についての原則，規則及び条件を制定するものであり，未登録意匠には一般的法規が適用されるものとする。

本法により付与される権利は，文学的及び美術著作物に関する法律により付与される保護を失効させることは一切ないものとする。

第2条 保護適格者

本法により与えられる保護の対象者は，トルコ共和国領域内において居住する若しくは商工業事業体を有する自然人及び法人，又はパリ条約若しくはベルヌ条約若しくは世界貿易機関設立協定の規定から発生する出願権を有する者である。

第1段落にいう対象者以外の自然人又は法人であって，トルコ共和国の国民に対して法律上の又は事実上の保護を与える国家の国民である者は，互惠の原則にしたがって，トルコにおいて意匠の保護を享受するものとする。

第3条 定義

本法の適用上，次に掲げる事項はそれぞれの意味とする。

(a) 「意匠」とは，物品又はその装飾の全体又は部分の外観を構成するものとして五感により感知される線，色彩，織り方，形状，音声，弾性，物質的その他の特徴などの様々な模様のすべてを意味する。

(b) 「物品」とは，工業品若しくは手工業品，複合システムの部品，組物，構成物品，包装，外装，図示表象及びタイプフェイスを意味し，コンピュータ・プログラム及び半導体製品を除く。

(c) 「意匠の創作者」とは，保護されるべき意匠の創作者である。

(d) 「庁」とは，本法の規定の実施を一任されているトルコ特許庁を意味する。

(e) 「パリ条約」とは，1883年3月20日付の産業財産の保護に関するパリ条約を意味する。

(f) 「ベルヌ条約」とは，文学芸術作品の保護に関する1886年9月9日付のベルヌ条約を意味する。

(g) 「世界貿易機関設立協定」とは，世界貿易機関を設立する1994年4月15日付の国際協定を意味する。

(h) 「付託日」とは，登録出願日，又は，優先権が主張されている場合は，優先日を意味する。

第4条 国際協定の優先

トルコ共和国の法律の規定により施行されている国際協定の規定が，本法よりも有利な条件を提供する場合，第2条にいう者は，当該優遇条件による処遇を請求することができる。

第2章 保護の条件

第5条 一般条件

保護は、新規性があり固有の特性を有する意匠に対して付与されるものとし、複合システムの部品である物品の意匠は、当該部品の意匠がそれ自体に新規性があり固有の特性を有するならば保護されるものとする。

第6条 新規性

意匠は、付託日前に、同一の意匠が世界で公衆に入手可能となっていないならば、新規性を有するものとみなされ、重要でない細部においてのみ異なる意匠は、同一の意匠とみなされるものとし、公衆に入手可能とする概念は、販売、使用、公表、広告、展示その他同様なすべての行動形態を含むものとする。

第7条 固有の特性

意匠が固有の特性を有するとみなされるのは、意匠が実施当事者に与える総合的印象が、第2段落にいう何れかの意匠により当該実施当事者に与えられる総合的印象に比べ相違が顕著である場合であるものとする。

意匠の固有の特性を決定するために、比較目的で使用されるその他の意匠については、

(a) 当該意匠が、出願日前に、世界においてトルコ又は他の場所で、公開済であるものとする。

(b) 当該意匠が、登録意匠として庁により公告済であるものとし、当該保護期間が、比較対象である意匠の出願日に満了済でないものとする。固有の特性が決定されるに当たっては、意匠の一般的特徴に重点が置かれるものとし、意匠の開発において意匠の創作者により行使された自由の度合も併せて斟酌されるものとする。

第8条 新規性又は固有の特性を害さない開示

保護が求められる意匠が、意匠の創作者若しくはその権利承継人によるか、又は、それらの者の承認を得た第三者若しくは意匠創作者若しくは権利承継人との関係に背反する第三者によるか、の何れかにより、出願日に先立つ12月の期間に、又は優先権が主張されている場合は優先日に先立つ12月の期間に、公衆に入手可能とされていても、そのような開示は、第6条及び第7条にいう新規性及び固有の特性を害さないものとする。

第9条 公序良俗に反する意匠

公序良俗及び一般的道徳律に反する意匠は、保護されないものとする。

第10条 その他保護の範囲外の状況

特徴及び要素の意匠にあって、意匠の創作者に何ら自由を与えない技術的機能により決定される意匠は、保護の範囲外にあるものとする。

意匠が一体化されている対象若しくは応用されている対象である物品が、機械的に組み立てられる若しくは他の物品に連結されることを許容するために特定の型式及び寸法で再生産されることを必須とする意匠は、保護の範囲外にあるものとする。

ただし，一定規格内において，同一の又は互換性の物品の同時かつ無限の又は多重の組立又は連結を許容する目的に適う意匠は，第6条及び第7条の規定を遵守することを条件として，保護の範囲内にあるものとする。

第3章 保護の範囲及び期間

第11条 保護の範囲

実施当事者に対して第7条に則して顕著に類似の総合的印象を与える意匠はすべて，保護の範囲が決定される場合に検討対象にされるものとする。

第12条 登録意匠の保護期間

登録意匠の保護期間は，出願日から5年とする。

保護期間は，合計期間25年に至るまで連続の毎5年次の更新ができるものとする。

第2部 適格性，クレーム，制限

第1章 適格性，権利，侵害

第13条 意匠権を受ける権利

意匠権を受ける権利は，意匠の創作者又はその権利承継人に帰属するものとする。

2人以上の者が意匠の創作者であるならば，当事者の間で別段の合意がなければ，共同所有権に係る規定が適用されるものとする。

意匠権の適格者の各々は，他の共同意匠権者とは単独に，自発的に，次に掲げる事項をなすことができる。

(a) 意匠権の適格者の各々は，意匠権の自己の持分を自由に処分ことができ，共同意匠権者は，第三者に対する移転に際しては，先買権を有するものとする。

持分の移転は，書面による陳述によりなされ登録簿に記載されるものとし，庁は，状況の他の共同意匠権者に対する通知を先買権が行使できるように2月以内になすものとし，先買権の行使は，当該通知の受領後1月以内になされるものとする。

(b) 意匠権の適格者の各々は，他の共同意匠権者に通知後，意匠を実施することができる。

(c) 意匠権の適格者の各々は，意匠を保護するために必要な行為をなすことができる。

意匠は，すべての共同意匠権者の承諾をもって第三者に対してライセンスされることができるが，裁判所は，正当化できる状況にあっては，共同所有権者の1に対して当該ライセンス権を付与することができる。

(d) 意匠権の適格者の各々は，共同意匠権の侵害に際しては，第三者に対して法律手続を提起することができるが，他の共同意匠権者は，当該手続に参加できるように1月以内に手続の提起につき通知されるものとする。

第14条 雇用関係における適格性

意匠が，従業者により職務遂行中に開発される場合は，当該意匠権は，契約に別段の規定がなければ，又は職務の性質から理解されるのでなければ，使用者に帰属するものとする。

意匠権は，契約上は必要とされていない意匠であって，職務上において従業者に入手可能となる情報と設備を利用して従業者により開発される意匠については，使用者に帰属するものとする。

そのような場合は，従業者は，報償を受けるものとし，その価値は当該意匠の長所と意義により決定されるものとする。

その価値につき当事者が合意できないならば，裁判所が，当該報償についての適切な数字を設定するものとする。

第15条 大学職員の創作による意匠

第14条に拘らず，大学及び学校教職員により学術研究従事中に開発された意匠の場合は，意匠権は，当該教職員の各員に帰属するものとする。

教職員の用語は，高等教育法の規定により当該用語に与えられる意味において理解されるものとする。

教育機関が若干の機器及び備品の費用を負担している場合は，当該機関は意匠が利用される

場合に連絡を受けるものとし、意匠の創作者は、当該機関の要請があれば、意匠の利用方法に係る情報及び当該利用から取得される収益に係る情報を提供するものとする。当該教育機関は、当該連絡文書の受領後 3 月以内に、当該収益に対する相応の取り分を請求することができるが、当該請求額は、如何なる場合も当該機関の負担費用を超えないものとする。

第 16 条 雇用契約以外の契約による適格性

雇用契約以外の役務契約の下で開発された意匠については、意匠権は、当該契約による別段の規定がなければ、依頼人に帰属するものとする。

第 17 条 意匠権の範囲

意匠権者は、意匠の実施に係る排他的権利を有するものとし、第三者は、当該意匠が一体化されている若しくは使用されている物品を、意匠権者の承諾なしに、生産、市場化、販売、販売の申出、輸入、商品化する又はそれらの目的で在庫保持することができない。

第 18 条 意匠の創作者として認められる権利

意匠の創作者は、優先権書類及び公告において、意匠権の出願人若しくは意匠権者とは区別して、意匠の創作者として引用される権利を有するものとする。

当該権利の移転若しくは放棄は、法的効力を有さないものとし、意匠が共同作品である場合は、当該条件は明白に陳述されるものとする。

第 2 段落の運用手続は、庁により施行規則において規定されるものとする。

第 19 条 適格性の主張

意匠権の出願が、意匠権に対する権利を有さない者によりなされた場合、若しくは意匠権の登録が第 13 条による意匠権に対する権利を有さない者によりなされた場合は、適格者は、当該人の意匠権から当該人に発生する他の権利及び主張を害することなく、意匠権が当該人に移転されることを請求することができる。

意匠権に対する部分的適格性の場合、前段落の下で共同意匠権者であることの請求がなされることができる。

第 1 段落及び第 2 段落による請求を取り進めるための法律手続は、登録の公告日後 2 年以内に提起されることができ、また適格性の原請求に悪意が認められる証拠があるならば、保護期間の終了に至るまで提起されることができる。

法律手続が本条により提起された事実、その最終決定又は何らかの他の方法による当該手続の終結は、当事者の請求により、第三者に対する拘束力を有するように登録簿に記載されるものとする。

第 20 条 適格性に係る判決の効力

第 19 条の規定により意匠権における変更がある場合は、ライセンスその他第三者の権利は、登録簿における当該変更の記載時に失効するものとする。

正当な意匠権が登録される前に、意匠権者又は実施権者が当該意匠を利用した又はその利用のために真のかつ実際上の準備をなしたならば、当該意匠権者又は実施権者は、新たな意匠権者に非排他的ライセンスを請求することができ、当該ライセンスは相応の期間にわたり相

応の条件で付与されるものとする。

第 2 段落にいう請求の期間は、意匠権者として先に登録された者については 2 月とするものとし、実施権者については 4 月とするものとし、当該期間の開始日は、庁が、正当な意匠権者の名称が登録簿に記載された旨を関係当事者に通知する日とする。

第 2 段落及び第 3 段落は、先の意匠権者又は実施権者が、意匠の利用を開始した時若しくは使用のための準備を開始した時に悪意で行為していたならば、適用されないものとする。

第 2 章 意匠権に係る制限

第 21 条 意匠権に係る制限

登録意匠により付与される権利の範囲は、次に掲げる事項には及ばないものとする。

- (a) 個人的に非営利目的でなされる行為
- (b) 実験目的でなされる行為
- (c) 引用又は教育目的の複製行為であって、公正取引慣行に合致し意匠の通常の利用を害さず、意匠の出所が明示されている行為
- (d) 他国籍の船舶及び航空機がトルコ共和国領域に一時的に入国する際の搭載機器、並びに当該船舶及び航空機の修理用予備部品及び付属品の輸入(当該修理の実行を含む。)

第 22 条 修理目的の実施

当該意匠が一体化されている若しくは使用されている物品が最初に市場化された時点から 3 年後に、第 17 条の規定による第三者による意匠の実施は、次に掲げる条件が満たされるならば権利の侵害とはみなされないものとする。

- (a) 当該意匠を施された物品が、複合製品の部品であり、その複合製品の外観に当該意匠が依存する。
- (b) 当該実施が、当該意匠の原初の外観を当該複合製品に回復するための修理目的である。
- (c) 公衆が、修理目的に使用される物品の出所につき誤解を受けない。

第 23 条 先使用の権利

登録出願日前に又は優先権が主張されているならば優先日前に、善意で使用を開始した又は使用開始の目的のために真のかつ実際上の準備がなされた場合であって、当該意匠が当該日にはまだ公衆に入手可能となっていなかった登録意匠から独立に開発された場合は、かかる第三者による当該意匠の使用を妨げるために当該意匠権者は当該人の権利を発動することはできず、この状況は、登録簿に記載されるものとする。ただし、本条により意匠を利用する権利のある当該第三者は、当該使用がなされた又はなされようとする事業の範囲及び義務を超えることができない。当該権利は当該事業とは別個に移転されることができない。

第 24 条 消尽

意匠が一体化されている若しくは使用されている物品に係る行為は、当該物品が意匠権者により又はその承諾によりトルコにおいて市場化された後は、意匠保護の範囲外となるものとする。

第3部 登録，更新，異議申立

第1章 出願及び条件

第25条 登録当局

意匠を登録することを授權されている機関は，庁であり，すべての出願は，庁又は庁が当該目的のために授權する機関に提出されるものとする。

第26条 出願

意匠の登録出願は，次に掲げる事項と共に提出されるものとする。

(a) 願書。その様式及び内容は，施行規則に定めるものとし，出願人を特定する情報を含むものとする。

(b) 意匠の図面又は図案又は書画，写真若しくは同様の表現であって複製に適したもので具体的特徴をすべて表示するもの。出願は，意匠の説明書及び意匠が一体化される若しくは使用される物品の一覧を含むものとする。

出願の主題が，平面意匠であるならば，公告の延期が第35条により請求されることができ，延期が請求され第1段落にいう意匠の表示が意匠の性質のために提供されることができないならば，当該意匠が一体化される又は使用される物品の見本が代わりに供託されることができる。

出願が有効であるためには，出願手数料が支払われるものとし，その支払領収書が出願に添付されるものとする。

意匠の創作者の身分証明が出願に陳述されるものとし，出願人が意匠の創作者でない又は意匠の唯一の創作者でないならば，出願人が登録出願権を獲得した方法についての説明がなされるものとする。

意匠の登録出願とともに提出される又は後に庁に提出されるすべての書類は，施行規則を遵守するものとする。

出願手続は，頻繁に流行の変化を受ける産業における物品に係る意匠については，庁により施行規則において簡略化されることができる。

第27条 分類

本法の施行において，意匠が一体化され若しくは使用されている物品の分類につき，工業意匠の国際分類の使用がなされるものとする。

第28条 複合出願

1件の出願が，2以上の意匠に係ることができる。ただし，この可能性は，装飾の場合を除き，意匠が一体化され若しくは使用される物品がすべて同一の副分類又は同一の組物若しくは構成物品に属することを条件とし，そのような複合出願は，第26条にいう手数料に重ねて，施行規則に規定される追加手数料の支払を条件とするものとする。

第29条 優先権

パリ条約加盟国の国民である又は国民でなければ当該国において居住する若しくは活動中の

事業所を有する自然人又は法人又はそれらの法的承継人は、当該意匠につき、トルコにおける登録証を取得するための出願に係る国の授権機関に対する有効な出願日から 6 月の優先権を享受するものとする。

前段落に規定の 6 月以内に行使されない優先権は、無効とみなされるものとする。

第 1 段落により優先権が主張される場合は、第三者により提出された出願及び取得された登録証のすべては、保護の範囲内の意匠につき優先日が認定された日の時点で無効を宣言されるものとする。

第 2 条第 2 段落にいう国家の国民である自然人及び法人は、本条に規定の優先権を享受するものとする。

パリ条約加盟国の国民である自然人又は法人が、パリ条約非加盟国において有効な出願をなした場合は、当該人は、当該出願につき本条に規定の優先権を享受するものとする。

同一国で提出された先の最先出願の主題となっている意匠についての後にする出願は、優先権の決定の目的のために最先出願とみなされるものとする。

ただし、後の出願の提出日に最先出願とみなされるためには、先の出願が、公衆の閲覧に供されることなく、取り下げられ放棄され又は拒絶されていなければならない、先の出願の権利が何ら残存してはならず、その後は先の出願が優先権主張の基礎となつてはならない。

第 30 条 博覧会出品の優先権

第 29 条第 1 段落にいう自然人又は法人であつて、意匠が一体化され若しくは使用されている物品をトルコにおける国内若しくは国際博覧会又はパリ条約加盟国における公式若しくは公認の国内若しくは国際博覧会において展示した者は、優先権出願が当該物品の最初の展示日から 6 月の期間以内に出願されるならば、トルコにおける意匠登録の優先権を主張することができる。

物品が公式開会日前に博覧会で展示されたならば、優先権は、物品が最初に博覧会で展示された日に開始するものとする。

トルコで行われる博覧会の当局は、展示品の全体を明瞭に示す写真を伴って、物品の名称、最初の展示日及び公式の開会日を証明する証拠を提出するものとする。

外国において展示される物品については、第 3 段落に規定の証拠は、関係国の関係庁により提供されるものとする。

出願又は登録された意匠が一体化若しくは使用された物品は、博覧会閉会後に、トルコの博覧会において展示される又は原産国に返還されることを妨げられることはない。

出願又は登録された意匠が一体化若しくは使用された同一又は類似の物品につき、2 以上の出願がある場合は、最初に物品を展示した出願人、又は、2 以上の者が当該物品を同時に展示したならば、当該出願を最初に提出した者が優先権を享受するものとする。

第 31 条 優先権の主張及び立証、優先権の効力

第 29 条及び第 30 条から発生する優先権の効力は、優先権が主張される出願日の時点で発効するものとする。

自己の優先権の取得を願う出願人は、意匠登録出願とともに優先権の主張を提出するものとし、当該優先権主張が出願日から 3 月以内に裏付けられないならば、当該優先権主張は無効とみなされるものとする。

博覧会出品の優先権規定により付与される優先権は、第 29 条に規定の優先権期間を超えないものとする。

第 2 章 登録手続，更新，異議申立

第 32 条 審査

庁は、主題及び範囲が第 3 条の規定によりカバーされない意匠登録の出願を拒絶するものとする。

庁は、第 26 条及び第 28 条に規定の条件の遵守又は不備につき出願を審査し、不備がないとの結論に達するならば、出願は、庁に対する又は当該目的のために庁により授権される機関に対する原出願がなされた時点の日付、時間及び分を、出願日として付与されるものとする。優先権主張が提出されているならば、庁は、第 29 条、第 30 条及び第 31 条の規定により審査を行うものとする。

第 33 条 不備の補正

第 26 条及び第 28 条に規定の条件につき不備が認められるならば、庁は、それらの不備を補正しよう出願人に請求するものとする。

出願人が庁の請求に応じ、施行規則に規定の期間内に、第 26 条第 1 段落の範囲内に入る不備を補正するならば、庁は、それらの不備が補正される日を出願日として認容するものとする。

出願人が庁の請求に応じ、施行規則に規定の期間内に、第 26 条第 1 段落の範囲内に入る不備を補正するならば、庁は、当該不備の出願が最初に提出された日を出願日として認容するものとする。

第 1 段落により認められる不備が本法の規定により補正されない又は所定の期間内に補正されないならば、庁は出願を拒絶するものとする。

優先権主張に係る要件の充足を怠ることの結果は、当該出願についての優先権の喪失のみであるものとする。

第 34 条 登録及び公告

第 32 条及び第 33 条の規定により出願日を付与された出願は、意匠登録簿に掲載されるものとする。

登録簿に掲載された意匠は、次に掲げる事項をともなって、関連公報において公告されるものとする。

- (a) 連続番号及び出願日並びに、優先権が主張されている場合は、優先日
- (b) 意匠権者の身分証明
- (c) 意匠の創作者又は意匠創作チームの身分証明
- (d) 意匠の図面又は図案又は書画、写真若しくは同様の表現であって具体的特徴をすべて表示するもの
- (e) 見本が供託されている場合は、当該供託の陳述
- (f) 施行規則に規定の他の事項

第 35 条 公告の延期

意匠登録出願人は、出願日から 30 月以内の期間の公告延期を、出願時に請求することができる。

公告延期の請求を含む出願は、出願日を付与された後に登録簿に掲載されるものとする。ただし、意匠の表示も出願に係るファイルの内容も公衆の閲覧に供されないことを条件とする。庁は、登録意匠の公告延期の陳述を関連公報において公告するものとし、当該陳述は、意匠権者の身分証明、出願日、請求された延期期間その他施行規則に規定の事項に係る情報を含むものとする。

延期期間の満了時又は、意匠権者の請求があれば、より早い日に、庁は、出願に係るファイル及びすべての登録簿掲載事項を公衆の閲覧に供するものとし、登録意匠を公告するものとする。ただし、公告前に、公告手数料及び、複合出願の場合は、追加公告手数料が支払われるものとし、意匠が一体化されている若しくは使用されている物品の見本が原出願とともに供託されたならば、複製に適する意匠の表示が提出されるものとする。これらの条件が施行規則に規定の期間内に満たされないならば、意匠登録は本法に規定の効力を最初から有さなかったものとみなされる。

複合出願の場合は、本条の規定は、当該出願に含まれる意匠の中の特定のもののみに適用されることができる。

公告の延期期間中であって、意匠登録に基づく法律手続の提起は、登録簿及び出願に係るファイルに含まれる情報が当該手続の相手方である者に伝達されていることを条件とするものとする。

公告延期の対象となる登録意匠の公告日への本法における言及は、庁が第 4 段落にいう行為をなす日への言及と解釈するものとする。

第 36 条 更新

意匠登録は、意匠権者又はその授権者の請求により、更新手数料の支払時に、更新されるものとする。

庁は、意匠権者に登録満了を施行規則に規定の期限内に伝達するものとするが、庁は当該情報の提供を怠ることに対する責任を問われないものとする。

更新請求の提出及び更新手数料の支払は、保護が終了する月の最終日の 6 月前以内になされるものとする。当該期限が守られないならば、当該請求は、前文にいう当該締切日から追加 6 月の期間以内に、追加手数料の支払を条件として、提出されることができる。

更新は、現存登録が満了する日に続く日に効力を発するものとし、更新は登録簿に掲載されるものとする。

本法の規定は、保護期間満了に続く 6 月以内に更新されない意匠登録については効力を停止するものとする。

第 37 条 異議申立

自然人又は法人又は関係専門機関は、施行規則に規定の手続により、意匠登録の公告後に庁に対して意匠登録の無効の請求を提出することができる。

無効宣告の請求は、異議を明瞭に説明するものとし、公告後 6 月以内に陳述書の様式で提出されるものとし、当該請求が審査される前に施行規則に規定の手数料が支払われなければな

らない。庁は、同庁が設定する期間内に追加文書、証拠及び裏付書類の提出を請求することができる。

第38条 審査

無効宣告の請求の審査中に、庁は、同庁が適切とみなすならば、また必要とみなす頻度で、当事者の意見書を請求することができ、そのような意見書及び異議申立を関係相手方へ伝達することができる。

第4部 出願権及び意匠権の移転，ライセンス契約

第1章 移転，担保及び差押

第39条 移転，差押

意匠出願又は意匠登録から発生する権利は，第三者に移転されることができ，また承継により移転されることができる。

出願権及び意匠権は，担保として提供されることができ，差し押さえられることができる。当事者の1の請求により，当該権利は登録簿に掲載され公告されることができる。トルコ民法及び破産管財法が，担保権及び差押に適用されるものとする。

出願権及び意匠権にまつわる生存者間の行為は，書面で行われるものとする。

出願権及び意匠権の相続又は移転は，登録簿に掲載され，施行規則に規定の手数料の支払時に公告されるものとする。当該効力は，公告日から第三者に対して拘束力を有する。

第40条 非分割性

出願権及び意匠権は，2以上の意匠権者がある場合でも，移転目的のため又は出願権及び意匠権の権利を確定するために分割されることができない。

第2章 ライセンス

第41条 ライセンス

出願権及び意匠権は，国の領域のすべて又は一部分に効力が及ぶようにライセンスされることができ，ライセンスは，排他的又は非排他的とすることができる。

出願の所有者及び意匠権者は，実施権者による契約条件違反の場合は，実施権者に対して法的手続を取ることができる。

契約に別段の規定がなければ，ライセンスは，非排他的と理解されるものとし，実施許諾者は，当該人の意匠権を自身で利用することができ，当該意匠を第三者にライセンスすることができる。

排他的ライセンスの場合は，実施許諾者は，第三者にライセンスを付与することができず，契約に具体的な規定がない限り，自身で意匠権を利用することができない。

実施権者は，契約に具体的な規定がない限り，ライセンスから発生する権利を移転することができず，サブライセンスを付与することができない。

契約に別段の規定がなければ，実施権者は，保護期間中，国の領域全体で，意匠の実施に係る排他的権利を有するものとする。

ライセンス契約は，書面によるものとし，当事者の1の請求により登録簿に掲載され公告されるものとする。

契約に別段の規定がなければ，排他的実施権者は，意匠権侵害の発生の場合は，本法により意匠権者に行使可能とされているすべての法律手続を自身の名義で提起することができる。

非排他的実施権者は，法律手続を提起する権利を有さないものとする。

意匠権侵害の発生の場合は，非排他的実施権者は，必要となる手続を提起するために，公証人を通じ，意匠権者に対して通知を発することができる。

意匠権者が、手続の提起を拒絶する場合、又は当該通知から 3 月以内に手続の提起を怠る場合は、非排他的実施権者は、意匠権者の代わりに手続を提起する権利を有するものとする。実施権者は、時の経過とともに深刻化する重大な損害に対しては、差止命令の発令を裁判所に請求することができる。

第 10 段落に係る手続を提起した実施権者は、手続が提起された旨を意匠権者に対して通知するものとする。

第 42 条 不法な権利の移転及びライセンス

出願権又は意匠権が、無権者によりライセンス又は移転された場合は、当該人は当該人の行為に利害を有する人々に対して責任を負うものとする。

出願の取下若しくは拒絶の場合、又は意匠権の裁判所による無効の場合は、当事者が契約により実施許諾者又は権利の譲受人の責任を更に規定していない限り、第 45 条の規定が適用されるものとする。

本条の規定に基づく損害賠償請求期間は、責任に係る最終裁判所決定の日から起算するものとし、期限には、契約責任法の関連規定が、適用されるものとする。

実施許諾者又は権利の譲受人が、悪意で行為した場合は、当該人の責任に対する期限はないものとする。

第5部 意匠登録の無効及び意匠権の終了

第1章 意匠登録の無効

第43条 無効

意匠登録は、次に掲げる場合に裁判所により無効を宣言されるものとする。

- (a) 意匠が、第5条から第10条までの規定による保護に適格でないことが証明される場合
- (b) 第13条、第14条、第15条及び第16条に規定の意匠権が、実際には他人に帰属することが証明される場合
- (c) 抵触する意匠があり、後の日に公衆に入手可能とされたが出願日は先の日付を有する場合

第13条、第14条、第15条又は第16条による無権限のための無効の宣言は、これらの各条による権利者によってのみ請求されることができ、そのような場合は、第19条の規定が適用されるものとする。

無効が出願又は登録意匠の一部分のみに影響を与える場合は、無効を宣言される部分により影響される物品に関し、部分的無効が宣言されるものとし、無効を宣言されない部分を一体化する物品については保護が有効に存続するものとする。

第44条 無効宣言の請求

第2段落に規定の場合を除き、何人も無効を請求することができる。

第43条(c)の下での無効宣言は、先の権利者によってのみ請求されることができ、第13条、第14条、第15条又は第16条の下では、意匠権者によってのみ請求されることができ。

無効宣言は、保護期間中又は権利終了に続く5年以内に請求されることができ。

裁判所に提起される無効手続は、手続提起の時点で意匠登録簿に登録された意匠権者を対象とするものとする。

第45条 無効の効力

無効を宣言する最終決定は、遡及的効力を有し、したがって、出願又は意匠登録に対して本法により付与される法的保護は、無効が宣言される場合は当初から存在しなかったものとみなされる。

無効の遡及効果は、次に掲げる事項には及ばないが、意匠権者の怠慢又は善意の欠如及び不当な誇張に起因する損害に対する補償請求は害さないものとする。

(a) 意匠権侵害に係る最終決定であって、無効宣言の前に下され実施されたもの

(b) 無効宣言の前に締結され履行された契約。ただし、契約により支払われた金額の部分的又は全体的払戻は、状況により正当化される範囲で公平に基づき、請求されることができ。無効の最終宣言は、すべての者に対する効力を有するものとし、庁により受領された裁判所決定は、施行規則に規定の期間内に登録簿に掲載され公告されるものとする。

第2章 意匠権の終了

第46条 終了の理由

本法により発生する意匠権は、次に掲げる場合に終了したものとみなされる。

- (a) 保護期間が満了
- (b) 意匠権者が、当該人の権利を放棄

本法に規定の保護期間の満了は、他の法律の条件が適用される場合は、他の法律に規定の権利に作用しないものとする。

第47条 意匠権の放棄

意匠権者は、意匠登録又は意匠登録出願から発生する権利の一部又は全部を放棄することができる。

当該放棄は、庁に対して書面で申請するものとし、意匠登録簿に掲載の日から効力を有するものとする。

意匠権者は、意匠登録簿に掲載の実施権者又は意匠権者の承諾なく、当該人の権利を放棄することはできない。

意匠が第三者により主張されており、その旨の裁判所の差止命令が意匠登録簿に掲載されている場合は、意匠権の放棄は、当該第三者の承諾なく請求されることはできない。

第6部 意匠権の侵害及び侵害に係る民事手続

第1章 意匠権の侵害

第48条 侵害

次に掲げる事項は、意匠権の侵害とみなされるものとする。

- (a) 同一又は酷似意匠の意匠権者の承諾のない作成、生産、市場化、販売の申出、販売、実施、輸入又はそれらの目的での在庫保持
- (b) ライセンス契約により取得された権利の第三者への移転又は拡張
- (c) 手段を問わず、(a)、(b)にいう行為における参加若しくは幫助、又は教唆、又は助長
- (d) 不法に生産され販売された物品の所有を見出された時に、どこでどのように当該不法物品が取得されたかの説明不能
- (e) 権利の不法専有

第34条により意匠出願が公告されている場合は、出願の所有者は、侵害者に対して民事及び刑事訴訟を提起する権利を有するものとし、侵害者が出願及びその範囲を承知していた場合、裁判所が侵害者が悪意で行為していたと決定する時には、侵害は公告の前に発生済であったものとみなされる。

物品若しくは包装に係る又は送り状における意匠登録済の表示の欠如は、侵害の事実を否定するものではない。

登録簿における詳細は、侵害の判定において斟酌されるものとする。

第48A条

(a) 意匠権者の真の身分証明につき虚偽の陳述をなす者、又は物品上若しくは包装上に適正になされている意匠権の表示を権限なく除去する者、又は意匠出願の所有者若しくは意匠権者として虚偽に名乗る者は、1から2年までの禁固及び3億から6億リラまでの罰金に処せられるものとする。

(b) 無権限の者であって、移転し、担保として供託し若しくは何らかの移転の権利を行使するためにそのような行為をなし、担保、差押その他関連条文に規定の権利及びライセンスにより保有される権利として実施する者、及び当該人若しくは他人により生産若しくは市場化された物品若しくはその包装若しくは業務書類若しくは宣伝物上に、法的に保護された意匠権との関係が存在するかの印象を与えるような方法で標識を付着させる者、又は、同一の目的で、正当な意匠権者であることなく、刊行及び視覚媒体における広告及び宣伝上に文書、標識若しくは表現を使用する者、又は以上のことを保護期間満了後若しくは意匠権の無効若しくは終了後になす者は、2から3年までの禁固及び6億から10億リラまでの罰金に処せられるものとする。

(c) 第48条に規定の違反の何れかを犯す者は、2から4年までの禁固及び6億から10億リラまでの罰金に処せられるものとし、更に、判決により1年以上の期間の当該人の事業施設の閉鎖を命令されるものとし、その間、当該人は商業活動をも停止されるものとする。

前段落に規定の違反が、自発的か職務上で受ける指示に基づくかを問わず、事業の従事者により犯される場合は、事業の幹部及び所有者又は管理者又はその代理人又は役職名を問わず事実上当該事業の所有者であって、当該違反を防止しなかった者は、同一の方法で罰せられ

るものとし、第 48 条に規定の違反が法人を代表しての職務の実行において犯された場合は、当該法人はその違反を実際に犯した者に代わり罰金、経費及び損害補償の責任も負うものとする。当該行為において幫助する者については、その行為の性質に応じ、トルコ刑法第 64 条、第 65 条、第 66 条及び第 67 条の規定が適用されるものとし、当該違反に係る起訴に対しては、異議申立できるものとする。

刑事手続法第 1412 号第 344 条第 1 段落(8)は、本条の施行には適用されないものとする。異議申立権は、意匠権が侵害された者に帰属するものとし、また第 48 条に規定のもの以外のすべての違反に関しては庁にも帰属するものとし、意匠権者の真の身分証明に係る虚偽の陳述、及び当該人若しくは他人により生産され市場化された物品若しくはその包装若しくは業務書類若しくは宣伝物上での、保護された意匠権との関係が存在するかの印象を与えるような方法による標識の付着、又は、同一目的のための正当な意匠権者であることのない、刊行及び視覚媒体における広告及び宣伝上での文書、標識若しくは表現の使用、又は、そのような行為であって保護期間満了後若しくは意匠権の無効若しくは終了後になされるものについては、消費組合及び法令第 5590 号又は第 507 号により管轄される組織体に帰属するものとする。そのような違反行為に対する手続は、当該違反行為及び違反者が判明した日から 2 年以内に提起すべきものとする。

本規定の範囲内の異議申立は、緊急事項として取り扱われるものとし、トルコ刑法第 36 条の規定及び刑事手続法の関連条項が、本法の規定による意匠権出願又は保護された意匠から発生する権利の侵害に基づく違反行為が犯された対象である物品の及び当該物品の製造に使用された設備機器の差押、没収又は廃棄に適用されるものとする。

第 2 章 民事手続

第 49 条 意匠権者による手続及び管轄裁判所

権利が侵害された意匠権者は、特に次に掲げる事項を裁判所に請求することができる。

- (a) 侵害の存在の認定
 - (b) 侵害行為の禁止及び防止
 - (c) 侵害の救済及び損害補償
 - (d) 生産又は輸入された物品の及び登録意匠権を侵害している物品の生産のために直接的に使用された機器の没収
 - (e) (d)により没収された物品の所有。その場合に、当該物品の価額が補償額から控除されるものとし、当該物品の価額が付与される補償額よりも大きいことが判明するときは、意匠権者は差額を侵害者に払い戻すものとする。
 - (f) 権利の継続的侵害を防止するための強制手段、特に、侵害行為の又は(d)により没収される物品及び機具に対する変改防止のために必須ならば物品及び機具の廃棄
 - (g) 裁判所判決の公衆及び関係者への開示。その費用は違反者により負担されるものとする。
- 対策手段については、裁判所が、民事訴訟法の関連規定により予防策を決定するものとする。意匠権者による第三者に対する民事訴訟の提起に係る管轄裁判所は、原告の居住地、当該行為がなされた場所、又は当該行為が効力を有した場所の裁判所であるものとする。

原告がトルコ共和国の市民でない場合は、管轄裁判所は、登録簿に掲載の授權代理人の居住地の裁判所、又は、代理人の登録が取り消されているならば、庁の所在地の裁判所であるも

のとする。

意匠権者に対する第三者による手続提起に係る管轄裁判所は、被告の居住地の裁判所であるものとし、意匠権出願人又は意匠権者がトルコに居住していない場合は、第 3 段落の規定が優先するものとする。

複数の管轄裁判所がある場合は、手続が最初に提起された裁判所が管轄裁判所であるものとする。

第 50 条 補償

第 48 条に規定の行為を犯した侵害者は、意匠権者が被った損害を補償する責任を負うものとする。

第 51 条 侵害の証拠書類

意匠権者は、意匠の侵害のために被った損害の評価のために、当該人の承諾のない意匠の使用に係る書類を侵害者に請求することができる。

第 52 条 逸失利益

意匠権者が被った侵害は、実際の損失額だけでなく意匠権の侵害による逸失利益をも含むものとする。

逸失利益は、侵害を被った意匠権者の判断により次に掲げる基準の 1 にしたがって計算されるものとする。

- (a) 侵害者の競合がなかったならば当該意匠権者が実現し得たであろう潜在利益
- (b) 意匠の実施により侵害者により実際に実現された利益
- (c) 意匠権の侵害者が合法的なライセンス契約により意匠を実施していたならば支払われたであろうライセンス料

逸失利益の計算には、意匠の経済価値、侵害時に存続する保護期間、現存するライセンスの性質及び数、その他同様の要素を特に斟酌するものとする。

第 53 条 逸失利益の増額

意匠権者が、第 52 条に規定の計算方法の 1 を選択した場合であって、意匠が物品に与える経済価値が相当のものであるとの裁判所の所見であるならば、裁判所は適正な追加金額を加算することができる。

物品の経済価値に対する意匠の寄与の評価は、物品に対する需要が意匠に負うところ大であることの証明に基づくものとする。

第 54 条 意匠の評判

意匠権者は、意匠を一体化する物品の品質不良に起因する、及び意匠権の侵害者により使用されたマーケティング方法が不相当で意匠の評判を傷付けることに起因する損害に対する追加補償額を請求することができる。

第 55 条 補償の減額

意匠権者に付与される補償額が、意匠権者が意匠の実施につき他人から受領している支払よ

りも多額である場合は、当該補償額は、当該支払と当該付与額から控除される差額により決定されるものとする。

第 56 条 訴訟の対象にできない相手

意匠権者は、当該意匠権者に対して補償を支払った者により市場化されている物品を使用した者に対しては、本条により手続を提起することができないが、悪意の証拠がある場合は、本規定は適用されないものとする。

第 57 条 期限

期限に係る契約責任法の規定が、意匠権の侵害に対する訴訟に係る期限に適用されるものとする。

第 3 章 特別裁判所

第 58 条 管轄裁判所

法務省により設けられる特別裁判所は、本条に規定のすべての手続及び主張に対する管轄権を有するものとする。

裁判官公訴官高等会議は、第 1 審商事裁判所及び第 1 審刑事裁判所の何れが特別裁判所として任命されるべきかを決定するものとし、各々の管轄権を法務省の請求により特定するものとする。

第 1 段落にいう特別裁判所は、本法による庁の決定に対して提起される訴訟に係る管轄権、及び庁の決定により被害を受けた第三者により庁に対して提起される訴訟に係る管轄権を有するものとする。

第 59 条 裁判所決定の公告

裁判所の判決が最終となった場合は、勝訴者は、日刊紙又はラジオ又はテレビその他の媒体での当該終局判決の全文又は要約形式における公告を請求することができ、その費用は相手方の負担となるものとする。

当該公告の性質及び範囲は、判決において特定されるものとし、当該公告の権利は、判決が最終となった後 3 月以内に行使されないならば無効となるものとする。

第 4 章 特別規定

第 60 条 実施権者による手続

契約に別段の規定がなければ、排他的実施権者は、意匠権の侵害発生の場合は、本法により意匠権者が行使可能とされているすべての手続を当該人自身の名義で提起することができ、非排他的実施権者は、法律手続を提起する権利を有さないものとする。

非排他的実施権者は、侵害発生の場合は、必要となる手続を提起するよう意匠権者に対して公証人を通じ通知を発することができる。

意匠権者が拒絶する又は当該通知の受領後 3 月以内に手続の提起を怠る場合は、非排他的実施権者は、手続を提起する権利を有するものとする。

時の経過にも拘らず存続するような重大な損害を受けた場合は、実施権者は、差止命令を裁判所に請求することができ、第 3 段落により手続を提起した実施権者は、手続が提起された旨を意匠権者に通知するものとする。

第 61 条 不侵害の主張

何人も利害関係者は、不侵害の決定を取得するために意匠権者に対して手続を提起することができる。

前段落による手続の提起の前に、意匠権者宛に通知が公証人を通じ送達されるものとし、当該通知を送達する者によりトルコにおいてなされる産業活動又はその関係活動の実行が意匠権者の意匠権を侵害するか否かにつき当該意匠権者が当該人の見解を表明できるようにするものとする。

意匠権者がそのような通知の受領に際し、その受領後 1 月以内に応答しない場合、又は応答の内容が当該通知の送達者により受理できるものでないと思出される場合は、当該通知送達者は、第 1 段落により手続を提起する権利を有するものとする。

意匠権に関し侵害訴訟の提起を受けている者は、第 1 段落により手続を提起することができない。

手続の提起は、意匠登録簿に掲載されているすべての意匠権者に伝達されるものとする。

本条にいう手続は、無効手続と合わせて提起されることもできる。

第 62 条 証拠保全の手続

本条により手続を提起する法的権利を有する者は、意匠権侵害の証拠を決定し保全することを裁判所に請求することができる。

第 63 条 予防策

本条により手続を提起する法的権利を有する者は、予防策を命令することを裁判所に請求することができる。

予防策の請求は、手続の提起前又は提起時に提出されることができ、予防策請求の審査は別途なされるものとする。

第 64 条 予防策の性質

予防策は、判決の保全を許容するような性質であるものとし、特に、次に掲げる事項を規定するものとする。

- (a) 原告の意匠権を侵害する行為の停止
- (b) 税関又は自由港又は自由貿易地域を含むトルコ国境内での差押、及び意匠権を侵害している生産品又は輸入品の保管
- (c) 損害補償に係る保証規定

第 65 条 民事訴訟法

その他の保証手続及び予防策については、民事訴訟法の規定が適用されるものとする。

第 66 条 税関での差押

税関庁は、詐欺的模造として意匠権者の権利を侵害している物品を、輸出時又は輸入時を問わず、予防策として差し押さえるものとする。

差押手続は、当該目的のための立法により規定されるものとする。

税関庁により適用される差押命令は、手続が特別裁判所に対して提起されないならば、又は予防的差止命令が当該差押命令後 10 日以内に裁判所から取得されないならば、効力を停止するものとする。

第7部 代表権及び代理人

第67条 庁に対する代表権

庁に対する申入は、次に掲げる者によってのみ行われることができる。

(a) 出願を行った自然人又は法人

(b) 適格の意匠代理人。適格の意匠代理人とは、法令第544号第30条の要件を備える者であって、庁により管理される意匠代理人試験に合格し意匠代理人登録簿に掲載されている者と理解されるものとし、商標代理人登録簿及び特許代理人登録簿の双方に掲載されている者は、無試験で意匠代理人登録簿に掲載されるものとする。

法人は、その授権機関により代表権を適正に授権されている者によってのみ代表されることができる。

国外居住者は、意匠代理人によってのみ代理されることができる。

代理人が任命されている場合は、すべての手続が代理人を通じて行われるものとし、代理人宛になされるすべての通知は、本人に宛てられたものとみなされる。

第8部 手数料支払及び法的効力

第68条 手数料支払条件及び効力

出願及び登録意匠についての施行規則に規定の手数料は、出願人、意匠権者又は意匠代理人により支払われるものとする。

施行規則に規定のすべての手数料の支払期間は、出願人、意匠権者又は意匠代理人に通知されるものとする。

何れかの手続及び提出事項の規定手数料が施行規則に規定の期間内に支払われない場合は、当該手続又は提出事項は、庁の通知日後は、当初から効力を発さなかったものとしてみなされる。

意匠登録に係る規定の手数料が、本法に規定の期間内に支払われない場合は、意匠登録出願は、取り下げられたものとみなされる。

経過規定

経過規定第1条 特別裁判所指定までの暫定管轄権

本法の適用上、法務省の請求により、特別裁判所が設定されるまでは、裁判官公訴官高等会議が、第1審商事裁判所及び第1審刑事裁判所から特別裁判所として指名されるいくつかの裁判所を選定するものとし、各々の管轄権を特定するものとする。

第69条 施行

本法は、その公布日に施行されるものとする。

第70条 執行

本法は、閣僚会議により執行されるものとする。